

# ○機器分析センター利用者心得

制定平成4年7月7日

改正令和2年1月10日

## I 機器分析センターの利用

(趣旨)

**第1条** この心得は明治薬科大学機器分析センター規程第8条に基づき、機器分析センターにおける共同利用室及び共同利用機器（以下「共同利用室及び機器」という。）の利用、並びに測定依頼について定めたものである。

(利用者、利用時間、休日、利用方法)

**第2条** 利用者、利用時間、休日、利用方法については機器分析センター運営委員会（以下「分析センター運営委員会」という。）において定める。

2 機器分析センターを利用できる者は次の各号を原則とする。

- (1) 明治薬科大学（以下「本学」という。）教員
- (2) 本学大学院生及び研究生
- (3) その他分析センター運営委員会の許可を得た者

3 利用時間は原則として、平日は9時から17時までとし、土曜日は14時までとする。

4 休日は本学で定めた休日及び特に分析センター運営委員会が必要と認めた日とする。

5 利用時間及び休日は、分析センター運営委員会の決定により変更することができる。

6 利用方法については「II測定依頼」「III共同利用室及び機器の利用」に定める。

(会計処理)

**第3条** 機器分析センター利用に関する料金は、分析センター運営委員会により別に定める。

2 機器分析センター利用に関する会計処理は本学財務課において行う。

3 機器分析センター利用にかかる料金は利用年度末に機器分析センターより請求し、当該年度の研究室予算にて支払う。

## II 測定依頼

(設置)

**第4条** 研究棟1階機器分析センターに、機器分析センターの教員をオペレーターとする測定機器を設置する。

(測定依頼方法)

**第5条** 機器分析センターに測定の依頼をする者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、試料（場合により別途データ）とともに機器分析センターの教員を通して、分析センター運営委員会に申し込む。

2 申し込み方法詳細は機器ごとに別途定める。

3 測定依頼利用者は第2条2項に準ずるが学部生は研究室責任者の許可を得て、測定依頼を行うことができる。

(データの保管)

**第6条** 機器分析センターにおける測定データの保管は原則として測定後5年とする。

### III 共同利用室及び機器の利用

(設置)

**第7条** 機器分析センター共同利用室として研究棟1階に「化学系測定室」「生物系共同利用室」を、4階に「NMR測定室」「化学系共通測定室」「生物系測定室1、2及び3」「細胞培養室」「滅菌室」「超遠心機室」「低温室」を置き、各室に共同利用機器を1台または、複数台設置する。

2 研究棟1階「RI施設」及び「バイオハザード室」の利用については別途定める。

(利用登録)

**第8条** 共同利用室及び機器を利用する研究室の責任者は、年度ごとに「利用室、利用機器、利用者」について、機器分析センターを通じ分析センター運営委員会に利用登録の申請をする。

(利用者、利用時間、休日)

**第9条** 共同利用室及び機器の利用者、利用時間は原則として第2条に準ずる。

2 利用者は以下のとおりとする。

- (1) 第2条2項に定める者及び研究室の責任者が必要を認め、あらかじめ第10条に定める利用代表者を通して、分析センター運営委員長の承認を得た者とする。ただし機器分析センターに利用者として第8条の登録をされていること、並びに研究室責任者または第10条に定める利用代表者が行う教育訓練を受けていることを条件とする。
- (2) 学部生の利用については第10条に規定する利用代表者を通して分析センター運営委員会に諮り決定する。

3 利用時間は以下の通りとする。

- (1) 原則として9時から21時までとする。ただし第10条に規定する利用代表者が特に必要を認め、分析センター運営委員会に利用時間の変更を申し出て許可された場合はこの限りではない。
- (2) 時間外及び休日の利用は原則として認めないが、あらかじめ大学に「時間外研究用施設使用届」を届け出た場合はこの限りではない。
- (3) 17時以降及び休日に使用する場合は、その者が所属する研究室責任者が全ての責任を負うものとする。

(利用代表者)

**第10条** 各共同利用室及び機器毎に利用者委員会を設定し、利用代表者を選任する。

- (1) 利用代表者は必要に応じて、新規登録者に利用法などを指導する。
- (2) 利用代表者はトラブルや共同利用室及び機器の修理の必要が生じた際は、機器分析センター担当者に速やかに報告をする。

(利用)

**第11条** 利用者は本心得に従い、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 共同利用室及び機器に備え付けの利用記録簿に必要事項を記入すること。
- (2) データ及び個別の測定条件等の保管は、共同機器のPCに保存せず利用者の責任において行なう。
- (3) 利用後の整理・整頓は必ず行なう。
- (4) 共同利用室での飲食は禁止する。
- (5) 各共同利用室及び機器の利用細則は、第10条に規定した利用者委員会において別途定める。

(入退室カード)

**第12条** 入退室カード（身分証、学生証等）は第8条に定めた利用登録者自身が使用し、他人に貸与してはならない。

2 入退室カードが盗難、紛失、使用不能になった場合は、直ちに本学に申し出て再発行の手続きを行うとともに、機器分析センターにその旨報告しなければならない。

（異常発生時の措置）

**第13条** 利用者が共同利用室及び機器の異常を発見した場合は、ただちに操作をやめ、第10条に定める利用代表者または機器分析センターに連絡し、その指示に従わなければならない。

（使用上の制限）

**第14条** 分析センター運営委員会は共同利用室及び機器の利用を円滑に行うため、次の行為を行った者に対し、その者が所属する研究室責任者と協議の上、利用停止を含む利用上の制限を行うことができる。

- (1) 本心得に定められた条項から逸脱した行為を行った者
- (2) 機器分析センターが、共同利用室及び共同利用機器の管理並びに保守のために出す指示に従わなかった者
- (3) その他共同利用室、共同利用機器の利用及び運営に重大な影響を及ぼした者

#### IV 改廃

**第15条** この規定の改廃は、分析センター運営委員会の議を経て、分析センター運営委員長が行う。

付則

この心得は平成4年7月7日から施行する。

付則

この心得は令和2年1月10日から施行する。